

『消費税インボイス制度』説明会の開催

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書等保存方式では、税務署の登録を受けた「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(インボイス)の保存が仕入税額控除の要件となります。

10月1日から適用を受けるためには、令和5年10月1日までに登録申請手続きを行う必要があります。

登録事業者になるかどうかは任意ですが、そのメリットとデメリットは正しく理解する必要があります。例えば、免税事業者であっても課税事業者と取引を行う場合、課税事業者から適格請求書の発行を求められることがあります。

本説明会では、インボイス制度についてのポイントを分かりやすく説明いたします。

- 【日時】 令和5年6月21日(水) 13:30~15:30
【場所】 一般社団法人 佐賀県自動車整備振興会(佐賀市若楠 2-10-10)
【講師】 佐賀税務署職員
【内容】 ■インボイス制度の内容 ■適格請求書の記載事項、留意点
■適格請求書発行事業者の義務等 ■仕入税額控除の要件
■税額計算の方法等 ■登録申請手続き 他
【定員】 なし
【受講料】 無料
【申込み】 令和5年6月16日(金)までに、下記申込書に必要事項をご記入し、
FAX (0952-30-8185) して下さい。

----- 《切り取らずに FAX して下さい》 -----

『消費税インボイス制度』説明会 参加申込書

認証番号	2 -	事業所名	
		電話番号	- -
参加者名			
参加者名			

※ご提供頂いた情報は、本説明会開催目的以外には使用いたしません。

※お問い合わせは、佐賀県自動車整備振興会(TEL 0952-30-8181 FAX 0952-30-8185)まで。

※佐賀県内の税務署(佐賀・唐津・鳥栖・武雄・伊万里)においても同様の説明会が開催されています。『福岡国税局 インボイス説明会 佐賀県』でウェブ検索するか次のURLを入力して下さい。

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/invoice_setsumeikai/index.htm